まちづくりの基本目標Ⅰ 【区民が自治の主役として、考え、行動していけるまち】

個別目標　Ⅰ－１　　新しい自治の地平を切り拓くまち

1　めざすまちの姿・状態

まちづくりの主役は区民です。区民が暮らしの基盤である自分たちの住む地域のあり方を、地域のもつ個性や資源を活かしながら、自ら考え、自分たちで責任をもって決めることができる「参画と協働による、区民の知恵と力が生きる地域社会」の実現をめざします。

2　課題

◎　自分たちのまち（地域社会）をどのように築いていくかを考えたり、決めたりする場合、誰がどのような役割を担い、どのような方法で決めていくかを定めたルールが明確でありません。
◎　区政の企画立案・実施・評価・改善というそれぞれの段階への区民参画が、制度としては十分確立されていません。
◎　参画・協働の担い手づくりやまちづくりのリーダーとなる区民や地域団体の育成が十分行われていません。
◎　区民が区政に参画・協働していくために必要な様々な情報が、十分区と共有されていません。

3　施策

⑴　施策の基本的考え方

◎　自治体と区民との関係や、それぞれの役割を明確にし、どのように自治を進めていくのかという、自治の基本理念、基本原則を明確にします。その一環として、まちづくりへの区民の参画や協働の仕組み、区の責務、区政運営の原則など、これからの新宿区におけるまちづくりの基本ルールである自治基本条例を、区民と区の参画と協働により制定します。
◎　区民のより一層の区政参画を実現していくためには、政策の立案と決定、施策の実施とその評価の全段階で、区民と区とがともに責任ある主体として協力しあっていけるしくみづりを進めます。
◎　まちづくりに積極的に参画する、区民・地域団体・NPO・企業等間のネットワーク化を推進するとともに様々な学習機会の提供等により、まちづくりの新たな担い手の発掘・育成を行います。
◎　区民の目線での区政情報の提供や公開を充実します。また、区民が知りたい情報を早く、簡単に入手することができるしくみをつくり、区民が区政に参画していくための基本となる情報の共有化を推進します。

⑵　施策の体系

【個別目標】	【基本施策】	【基本施策の具体的内容の例示】
新しい自治の地平を切り拓くまち	自治の基本理念、基本原則の確立（自治基本条例の制定）	○ 協働と参画によるまちづくりのルールづくり ○ 区民参画による施策・事業のPDCAサイクルの確立
	協働の推進に向けた多様な主体への支援とネットワーク化	○ 協働型事業整備の確立 ○ 区民団体、NPO、企業、大学等協働の担い手となる団体の発掘、育成とネットワーク化 ○ 協働の担い手となる人材を育てる学習機会、育成システムの整備
	参画と協働のための情報提供の充実	○ 情報開示の徹底と質の向上 ○ 地域情報の共有の促進（地域生活環境指標の作成）

4　各主体の主な役割

《区民》
《町会・自治会、ＮＰＯなど》
《企業・事業者》
《区（行政）》

5　成果指標

行政が後日設定

6　関連する主な個別計画

まちづくりの基本目標Ⅰ 【区民が自治の主役として、考え、行動していけるまち】

個別目標　Ⅰ－２　　コミュニティの活性化と地域自治を推進するまち

1　めざすまちの姿・状態

地域の中でお互いが顔見知りになり、子どもから高齢者まで多様な世代が交流・連携・協力し合い、区民が地域において安心した生活を送れるまちの実現をめざします。また、区民や地域団体、ＮＰＯ、企業などが連携・協力し、主体的に地域の課題に取組む、個人の自主性と相互の信頼に基づく、開かれた地域コミュニティの実現をめざします。さらに、地区協議会を中心として、地域の課題は自らの創意工夫により解決し、地域コミュニティが多くの公共的役割を担っている「地域自治」をめざします。

2　課題

◎　区政への参画と自らの力で地域課題を解決することにより、地域自治を展開していくために設置された地区協議会に対して、一層の支援体制の構築が求められています。
◎　都市化が進む中で、地域社会の人間関係が希薄になり、地域における相互扶助の機能が低下しています。一方、複雑化する地域課題の解決や多様化する区民サービスの需要に行政だけで対応することは難しくなっています。
◎　これからは団塊世代を中心に人々が地域社会に戻り、地域をベースに生活する人が増えていくと予測されるため、生活の基盤である地域を基本に、地域における新しい形の人々のつながりをつくっていくことが求められています。
◎　地域のコミュニティづくりの拠点として、地域センターの位置づけの明確化と機能強化が求められています。

3　施策

(1)　施策の基本的考え方

◎　地域における人々の交流や連携を深め、地区協議会を中心に、地域の様々な課題を地域自らの力で解決していけるよう、地区協議会の一層の充実を支援します。そのため、条例により地区協議会の位置づけを明確化するとともに、地域の合意形成の下で、地域ごとに課題解決に取組むための一定の権限と財源の付与を検討していきます。
◎　行政の各分野を総合化する現場の拠点としての特別出張所が、地域と連携して、地域の視点から総合的に行政課題に取組み、地区協議会を支援する役割を果たせるよう、その充実を図ります。
◎　地域の個性や特色を活かしたコミュニティづくりを進め、地域コミュニティに参加する楽しさや魅力を高めていきます。また、コミュニティ活動の中心を担っていく人材の育成を支援します。
◎　地域におけるコミュニティ活動の拠点として、地域センターの利用促進を図るとともに、図書館や学校などを新たなコミュニティ活動の拠点としてその充実を図ります。

(2)　施策の体系

【個別目標】	【基本施策】	【基本施策の具体的内容の例示】
コミュニティの活性化と地域自治を推進するまち	地域自治のしくみと支援策の拡充	○ 地区協議会の条例設置による権能の付与 ○ 既存地域組織とNPOなどの新組織との連携促進
	地域自治推進のための行政組織体制の充実	○ 特別出張所の役割拡充による地区協議会の支援強化 ○ 地域センターの機能の拡大と強化
	コミュニティ活動の活性化と担い手の育成	○ コミュニティ活動の関心を高める啓発活動の推進 ○ コミュニティプロデューサーの発掘と育成
	コミュニティ活動拠点の整備拡充と利用促進	○ 地域センターの利用促進 ○ 新たな地域活動拠点の充実

4　各主体の主な役割

《区民》
《町会・自治会、ＮＰＯなど》
《企業・事業者》
《区（行政）》

5　成果指標

行政が後日設定

6　関連する主な個別計画

まちづくりの基本目標Ⅰ 【区民が自治の主役として、考え、行動していけるまち】

個別目標　Ⅰ－３　　参画と協働に基づく区政運営をすすめるまち

1　めざすまちの姿・状態

区民や地域団体、ＮＰＯ、企業など多様な主体が主体的にまちづくりを担うことができるよう、参画・協働のしくみやそのための環境が十分確保された区政運営を実現します。また、区政の企画立案・実施・評価・改善というそれぞれの段階への区民参画を、制度として確立します。さらに、区民ニーズに的確に対応した区民サービスの提供がされているとともに、それを支える権限と安定した健全な財政基盤を確立します。加えて、広域的な取組みを必要とする行政課題について、国や都、他の自治体との十分連携しつつ対応します。

2　課題

◎　区民の抱える課題は複合的で、区の縦割りの組織機構になじまないものも少なくありません。また、多様な区民のニーズに的確に対応していくためには、柔軟で迅速に現場が対応できる組織体制づくりが求められています。
◎　区民ニーズを的確に把握し、課題を発見するためには、常に、区民の目線から地域の実態を見ることができる職員が不可欠であり、そうした職員の育成が求められています。
◎　これからは、人員や予算などの限られた行政資源を、最も効果的・効率的に活用することが、これまで以上に求められています。また、地方分権が進む中、基礎自治体としての自主性・自律性をより一層高めていくことが求められています。
◎　今日の都市活動は、行政区域を越えて密接に絡み合って展開しており、課題を解決するためには、広域的な行政対応が求められています。また、新宿区では、区民生活に重大な影響を及ぼしているホームレス問題を抱えていますが、この問題についても大都市特有の都市課題として捉え、広域的な対応策が求められています。

3　施策

(1)　施策の基本的考え方

◎　区民等の区政への参画と協働を推進し、地方分権の進展や新たな時代の変化に的確に対応していくため、画一的・硬直的・縦割りといわれる行政の体質を、区民の目線で改善し、迅速かつ的確に課題に対応できる柔軟な組織づくりを推進していきます。また、「計画」から「実施」、「評価」を経て「改善」に至る総合的な区政運営のしくみを、多くの区民の参画を得ながら整備していきます。
◎　区民の目線から地域と地域課題を捉え、区民ニーズに的確に対応した区民サービスを提供できる、分権時代にふさわしい行政感覚と現場・現実を重視する職員が育つ環境づくりを推進します。
◎　限られた行政資源の有効活用を図り、最小の経費で最大の効果をあげる行財政運営を推進します。また、様々な区政課題への継続的な対応と円滑な区政運営のために、地方分権改革が進む中、基礎自治体としての権能と財政基盤の強化にさらに取組んでいきます。
◎　環境問題やホームレス問題など、広域的な取組みを必要とする課題については、国や都、他の自治体との連携を図りながら、対応策を確立し、問題の速やかな解決に努めます。

(2)　施策の体系

【個別目標】	【基本施策】	【基本施策の具体的内容の例示】
参画と協働に基づく区政運営をすすめるまち	参画協働に対応した柔軟な行政組織体制の構築	○ 区民の協働と参画に即した柔軟な組織運営・意思決定方式の確立 ○ 区民の参画による総合計画進行管理の仕組みの確立
	行政の体質改善と公共サービスの担い手の充実	○ 参画と協働に対応した職員の意識改革、能力開発 ○ 区民ニーズに応える公共サービスの提供主体者間の役割分担 ○ 行財政改革の推進による効率的な行政サービスの提供
	地方分権の推進による行財政能力の拡充	○ 特別区制度改革の推進 ○ 事務執行体制の整備
	広域的な都市課題への対応強化	○ 住民自治の意識啓発の継続と拡大 ○ 広域的課題解決に向けた多様な主体との協働体制の確立

4　各主体の主な役割

《区民》
《町会・自治会、ＮＰＯなど》
《企業・事業者》
《区（行政）》

5　成果指標

行政が後日設定

6　関連する主な個別計画

まちづくりの基本目標Ⅱ 【だれもが人として尊重され、自分らしく成長していけるまち】

個別目標　Ⅱ－１　　「一人ひとりが個人として互いに尊重しあうまち」

1　めざすまちの姿・状態

日々のくらしのなかで、だれもが人として尊重され、性別にとらわれることなく、男女が職場、家庭、地域などあらゆる分野に、公平に参画しているまちを実現します。また、子どもたちが地域の人々との豊かなつながりのなかで、いじめや虐待から守られ、安心してのびのびと成長できるまちをめざします。さらに、高齢者も障がいのあるひとも、尊厳をもっていきいきと地域社会の一員として生活できるよう、物理的なバリアーや心のバリアーのない地域社会の実現をめざします。

2　課題

◎　人は生まれながらにして、等しく自分らしく幸せに生きる権利を持っています。しかし、現実には、年齢、性別、国籍、障がい等による偏見やいじめ、差別といった人権に関する様々な問題が起こっており、人権意識を育む取組みは、まだ十分とはいえません。
◎　家庭や職場、地域社会においては、男女の固定的な役割分担意識などの影響により、依然として、様々な場面で男女間の格差が存在しています。職場での差別的な処遇やセクシュアルハラスメントを訴える声は後を絶ちません。また、夫やパートナーから暴力を受けている女性からの相談が増えており、深刻な問題となっています。
◎　子どもたちの間の陰湿で執拗ないじめ、親による虐待、国内外での児童の買春や児童ポルノの氾濫など、子どもの人権をめぐる状況はたいへん深刻な状況にあります。
◎　介護を要する高齢者の増加に伴い、家庭や施設において身体的・精神的虐待を受けたり、財産を勝手に処分されてしまうなどの問題がおきています。

3　施策

(1)　施策の基本的考え方

◎　年齢、性別、国籍、障がいの有無などによる差別がなく、お互いがお互いを尊重し合う社会をめざし、人権に対する意識を高めていきます。
◎　女性と男性が、互いにその人権を尊重し、責任も分かち合い、性別にとらわれることなく、その個性と能力を十分に発揮できる豊かな社会の実現するため、一人ひとりが男女共同参画に関する理解を深め、実践していくための環境づくりを推進します。
◎　子ども自身及び保護者が「子どもの権利や人権」についての理解を深められるよう、環境を整備します。また、悩みをもつ子どもが気軽に相談できる体制を整備するとともに、いじめや虐待から子どもを守るサポートシステムの充実を図ります。
◎　介護が必要な高齢者に対するプライバシーの侵害や虐待の防止、権利擁護のための、専門相談体制の整備を進めます。

(2)　施策の体系

【個別目標】	【基本施策】	【基本施策の具体的内容の例示】
一人ひとりが個人として尊重されるまち	人権意識の醸成	○ 人権尊重が根付いていくための取組みの推進 ○ 人権教育の推進 ○ 社会参加と交流の促進 ○ 区民の自主的取組みへの支援 ○ インターネット等を利用した人権侵害の根絶
	男女共同参画の推進	○ 男女の人権の尊重 ○ 職場、家庭、地域における男女共同参画の実現 ○ 区政への女性の参画の拡大
	子どもの人権尊重	○ 子どもの虐待防止と権利擁護 ○ 子どもの権利条例の制定
	支援を必要とする人々の人権の尊重	○ 障がいのあるひと・高齢者の人権尊重 ○ ホームレス等に対する偏見や差別意識の解消

4　各主体の主な役割

《区民》
《町会・自治会、ＮＰＯなど》
《企業・事業者》
《区（行政）》

5　成果指標

行政が後日設定

6　関連する主な個別計画

新宿区男女平等推進計画

まちづくりの基本目標Ⅱ 【だれもが人として尊重され、自分らしく成長していけるまち】

個別目標　Ⅱ－２　「子どもの育ち・自立を地域でしっかり応援するまち」

1　めざすまちの姿・状態

子どもを安心して産み、育てられ、すべての子どもたちがのびのびと健やかに成長できるなど、子育てと子どもの自立に対する支援のしくみが十分整っているまちをめざします。地域が積極的に受け皿となり、地域のサポートをつくるなど、子どもを安心して産み育てられる環境を実現します。

2　課題

◎　家庭や地域の子育て力が低下する一方で、子どもと家庭にかかわる問題は複雑・多様化しており、子育てに対する不安が増しています。
◎　働きながら子育てをしていくための、区民ニーズに応じた保育サービスの充実が求められています。また、育児休業などを取りやすい職場環境など、雇用環境の整備も不可欠です。
◎　虐待を受けた子どもとその家庭や様々な理由から親と暮らすことのできない子どもたち、ひとり親の家庭、障がいのある子どもなどには、子どもや家庭に対する一般的な支援に加え、特別な支援が求められています。
◎　子どもが日常生活の中で、いろいろな世代の人々と交わったり、様々な体験や挑戦をする機会が少なくなっています。子どもが遊びや体験を通して、自分で考えて選択し、行動し、その結果は自分の責任だと自覚することは、社会性や協調性を育み、子どもの成長にとって重要であり、そうした取組みが求められています。
◎　子どもたちが犯罪や事故に巻き込まれる事件が多発しており、子どもたちが地域で安全に遊び、過ごせる取組みはますます重要となっています。また、子育て家庭が安心して生活できる住まいやまちづくりが求められています。

3　施策

(1)　施策の基本的考え方

◎　子どもをもつすべての家庭が、地域の中で安心して子育てができ、子どもたちが健やかに育つよう、様々なしくみを整えていきます。
◎　都市特有の多様なニーズや時代の変化に対応する保育サービスを提供するとともに、男女を問わず、育児休業等を取得しやすい職場環境づくりや、働き方の見直しに向けた普及啓発等、子育てと仕事を両立できる雇用環境の整備を進めます。
◎　特別な支援を必要とする子どもたちや家庭の状況を的確に把握した上で、子どもの健やかな育ちと自立を促進する観点から、子どもと家庭に対してそれぞれのニーズに応じた適切な支援を進めていきます。
◎　地域の中に、子どもが様々な体験や遊びができる環境や機会をつくっていきます。子どもの居場所づくりの確保を進め、遊びや自主的な活動などを通して、子どもの成長する力を伸ばしていきます。
◎　子どもを犯罪や事故等の被害から守るための取組みや、子どもたちが安心して外出できる環境の整備、良質な居住環境の確保などに取組んでいきます。

(2)　施策の体系

【個別目標】	【基本施策】	【基本施策の具体的内容の例示】
子どもの育ち・自立を、地域でしっかり応援するまち	地域で安心して子育てができる新たなしくみづくり	○ 子育てに関する相談・支援体制の充実 ○ 地域における子育て支援サービスの充実 ○ 母と子の健康を守る保健医療の充実
	仕事と家庭生活との両立の支援	○ 時代の変化に対応した保育環境の整備と子育て支援の充実 ○ 仕事と子育てとが両立できる職場環境づくりの推進（ワーク・ライフ・バランス） ○ 子育て負担感の軽減
	特別な支援を必要とする子どもや家庭への支援と自立促進	○ 障がいや発達に遅れがある子どもの子育て支援 ○ ひとり親家庭への支援と自立の促進 ○ 外国人家庭への支援
	子どもの成長に応じた支援	○ 子どもの居場所の確保や公園・遊び場所の充実 ○ 小学校を活用した放課後の子どもの居場所の充実 ○ 高齢者等と子どもの交流促進
	子どもの安全と子どもを守る環境づくり	○ 子どもを犯罪から守る取り組みの充実 ○ 子どもを交通事故から守る取組みの充実 ○ 子どもに有害な情報を適切に管理する仕組みの強化 ○ 子育て世帯への住まい支援

4　各主体の主な役割

《区民》
《町会・自治会、ＮＰＯなど》
《企業・事業者》
《区（行政）》

5　成果指標

行政が後日設定

6　関連する主な個別計画

次世代育成支援計画

まちづくりの基本目標Ⅱ 【だれもが人として尊重され、自分らしく成長していけるまち】

個別目標 Ⅱ－３ 「未来を担う子どもの、一人ひとりの生きる力を育むまち」

1 めざすまちの姿・状態

家庭・地域・学校がそれぞれの役割に応じた教育責任を果たすとともに、三者が一体となった取組みを進めるなかで、生命や人権等を尊重する豊かな心と社会性を身につけ、みずから考え、行動できる「生きる力」を備えた子どもたちが育まれているまちをめざします。子どもたちが、学校の中で知識を習得するとともに、地域の中で多くの人の多様な価値観や暮らし方にふれながら、子ども自身が自らの生き方を学べるまちをめざします。

2 課題

◎ 次代を担う子どもたちが、自らの人生を自信と希望をもって切り開いていくことのできる社会人に成長するための環境づくりが求められています。学力の向上を図ることはもとより、自ら学び考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する資質や能力を育む教育が求められています。
◎ 学校施設の老朽化が進行しており、計画的な修繕・整備が求められています。また、児童・生徒数の減少による小規模校の増加は、学校教育や子どもの成長、発達に様々な影響を及ぼしています。
◎ 不登校やいじめ、児童・生徒の非行増加などが社会的に大きな問題となっています。家庭・学校・地域、行政等が一体となって、地域全体で子どもを育てる環境づくりが求められています。

3 施策

(1) 施策の基本的考え方

◎ 子どもたちそれぞれの個性や能力を伸ばし、社会の一員としての自覚をもつことのできる環境づくりが重要です。学校において、きめ細かな指導を充実し、すべての児童・生徒が、将来の自己実現につながる確かな学力を身に付ける環境を整えます。また、学校運営や教育内容に、保護者や地域住民の意見を反映した学校づくりを進めます。さらに、幼児教育の充実を図り、就学前から小学校への連続性を重視した教育を行っていきます。
◎ 学習環境を良好に維持管理するため、学校施設の修繕・整備を計画的に行っていきます。また、今後も児童・生徒数の減少が予想されることから、学校の規模や配置の適正化に引き続き取組んでいきます。
◎ 学校・家庭・地域の連携の下に、家庭や地域における教育力を高め、各々がその役割と責任を十分果たすとともに、地域社会全体で子どもたちの健やかな成長を育む環境整備を図っていきます。

(2) 施策の体系

【個別目標】	【基本施策】	【基本施策の具体的内容の例示】
未来を担う子どもの、一人ひとりの生きる力を育むまち	子どもの生きる力を伸ばす学校教育の充実	○ 豊かな心を育む教育の推進 ○ 確かな学力を育み個性や創造力を伸ばす教育の充実 ○ 就学前の子どもの健やかな成長を育む幼児教育の充実
	学校や生活の場にふさわしい魅力ある学校づくり	○ 学校支援の充実 ○ 教育環境の整備
	家庭や地域がともに育てる協働と連携による教育環境づくり	○ 地域に開かれた学校づくり ○ 家庭・地域における教育力の向上と協働・連携の推進

4 各主体の主な役割

《区民》
《町会・自治会、ＮＰＯなど》
《企業・事業者》
《区（行政）》

5 成果指標

行政が後日設定

6 関連する主な個別計画

新宿区次世代育成支援計画

まちづくりの基本目標Ⅱ 【だれもが人として尊重され、自分らしく成長していけるまち】

個別目標　Ⅱ－4　　「生涯にわたって学び、自らを高められるまち」

1　めざすまちの姿・状態

区民一人ひとりが生涯を通じて、健康で生きがいのある人生をおくるため、また自己実現を図るため、趣味や特技を生かして生涯学習やスポーツなどに積極的に取組むまちをめざします。

2　課題

◎　ライフスタイルや社会が大きく変化するなか、区民の生涯学習に対するニーズも多様化しており、暮らしの豊かさや人生の充実感につながる生涯学習の需要がより高まっています。自発的に学習やスポーツ活動を行なっている多くの区民は、活動から得た知識や技術を社会に活かしたいと考えています。
◎　生涯学習・生涯スポーツに対する区民のニーズは多種多様化していますが、その推進にあたっては、区民一人ひとりの自主性・自発性を尊重しつつ行う必要があり、区民が主体的に活動できるしくみづくりが求められます。
◎　情報の活用や知的価値が重視される中、図書館には、ビジネス支援、医療・健康支援など区民の知りたい要望に応え、的確な情報提供ができるよう、その機能強化が求められています。
◎　我が国社会の変化や近年の厳しい雇用情勢の下で、就労の不安定化や親への依存の長期化など、若者の「社会的自立の遅れ」という問題が発生しており、社会全体で若者の自立を促進することが求められています。

3　施策

(1)　施策の基本的考え方

◎　区民一人ひとりが、生涯学習に意欲をもって主体的に取組めるよう、様々な生涯学習を手軽に行える機会や場の提供など、その環境整備を図ります。また、学習内容や情報提供の充実を図るとともに、学習した成果が地域で活かせるしくみづくりも併せて進めていきます。さらに、子どもから高齢者まで多くの区民が身近な地域で気軽にスポーツを楽しみ、健康づくりが行えるように、環境の整備を図っていきます。
◎　区民が、自らの手により生涯学習活動を行なっていくことを支援するため、活動を行なう団体や地域における活動を支え、リード・発展させることのできる指導者・コーディネーターなどを育成していきます。
◎　区民の主体的な学習を支援する場として、高度で専門的な図書館などと相互連携し、幅広い利用者のニーズに応じた情報を提供できるよう、図書館サービスの充実を図ります。さらに、今後は、新宿区の文化・情報発信基地としての機能強化を図っていきます。
◎　若者の社会的自立には、就業による職業的自立、親からの精神的・経済的自立、社会に関心を持ち公共に参画しているかなど、多様な課題を含みます。また、これらの課題は相互に密接に関わり合っています。このため、若者の自立支援に当たっては、施策を総合的、包括的に実施するとともに、自立のありようは一様でないことに留意し、若者一人ひとりにとってふさわしい自立のあり方を考え、その支援を行っていきます。

(2)　施策の体系

【個別目標】	【基本施策】	【基本施策の具体的内容の例示】
生涯にわたって学び、自らを高められるまち	生涯にわたり学習・スポーツ活動などを楽しむ環境の充実	○ 生涯学習活動への支援 ○ 地域での学び・スポーツの場と機会の確保
	生涯学習活動を推進する地域人材の育成	○ 地域での学びを支える人材づくり
	区民に役立つ使いやすい図書館機能の充実	○ 中央図書館機能の充実と整備 ○ 学習を支える情報センターづくり
	次代を担う若者への応援	○ 若者の社会的自立の支援

4　各主体の主な役割

《区民》
《町会・自治会、ＮＰＯなど》
《企業・事業者》
《区（行政）》

5　成果指標

行政が後日設定

6　関連する主な個別計画

まちづくりの基本目標Ⅱ 【だれもが人として尊重され、自分らしく成長していけるまち】

個別目標　Ⅱ－５　　心身ともに健やかにくらせるまち

1　めざすまちの姿・状態

健康に対する意識が高く、区民一人ひとりが積極的に健康づくりに取組み、地域では、身近なところに健康づくりを実践することができる環境が整備されたまちをめざします。また、充実した保健・医療体制が整備されており、だれもが適切な保健・医療サービスを受けることができるまちをめざします。

2　課題

◎　平均寿命は延びましたが、生活習慣病等何らかの病気を抱えている方も多くなっています。また、がんや心疾患・脳血管疾患、糖尿病などの生活習慣病が増加傾向にあり、その予防の推進が必要です。健康づくりは区民一人ひとりの意識や自主的な活動によって行なわれるのが基本です。そのため、区民の、ライフステージに合わせた自主的な健康づくりを推進していくことが求められています。
◎　健康づくりのため、多くの区民が自主的にスポーツを楽しんでおり、さらに、最近は、介護予防の観点からも健康づくりに適度のスポーツを行うことが効果的とされています。
◎　新型インフルエンザやＳＡＲＳ等の新たな感染症問題、狂牛病等の食の安全の問題、また、アスベスト問題やシックハウス問題など、区民の生命と健康を脅かす健康問題は多様化しており、それに対する的確な対応が求められてます。また、近年は、働く人の多くが仕事に強いストレスを持ち、うつ病を経験する人が増えています。うつ病は重症化すると自殺に至る危機もあり、心の健康を社会全体で支えるしくみが求められています。

3　施策

(1)　施策の基本的考え方

◎　区民自らが健康づくりを実践するよう、健康に対する意識の啓発を行っていきます。医療機関と連携し、各種検診の受診率向上を図るとともに、運動・栄養・休養の調和がとれた望ましい生活習慣の普及を促進し、生活習慣病の予防を図ります。また、病気で長期療養することになっても、住み慣れた地域で適切な保健・医療サービスを受けられるよう、サービス体制を整備します。
◎　健康づくりが行えるよう、子どもから高齢者まで多くの区民が身近な地域で気軽にスポーツに親しむことができる環境の整備を整えていきます。
◎　区民の安全を守るため、特に社会的影響の大きな感染症については、事態が発生した場合の体制の強化を図ります。また、区民の健康を守るため、食品の監視指導・検査や情報提供を充実し、食の安全の向上を図ります。さらに、区民が健康で安心して暮らせる生活環境を確保するため、住まいの衛生水準や居住環境の向上を図ります。心の健康については、講演会やセミナー等を実施し、うつ病等についての正しい知識の普及・啓発を進めるとともに、区民が気軽に相談できる専門医などによる相談事業を実施し、問題の早期発見に努め、必要に応じて治療への勧奨を図ります。

(2)　施策の体系

【個別目標】	【基本施策】	【基本施策の具体的内容の例示】
心身ともに健やかにくらせるまち	一人ひとりの健康づくりを支える取組みの推進	○ 区民みずから主体となる健康づくり ○ 生活習慣病予防の推進 ○ がん予防の推進 ○ 生活衛生の推進 ○ 食育の推進
	多様化する課題に対応した保健・公衆衛生の充実	○ 多様化する健康危機への対応（感染症対策、食品の安全確保対策の充実等） ○ こころの健康づくりの推進

4　各主体の主な役割

《区民》
《町会・自治会、ＮＰＯなど》
《企業・事業者》
《区（行政）》

5　成果指標

行政が後日設定

6　関連する主な個別計画

・健康づくり行動計画

まちづくりの基本目標III 【安全で安心な、質の高いくらしを実感できるまち】

個別目標　III－１　　だれもが互いに支え合い、安心してくらせるまち

1　めざすまちの姿・状態

疾病や障がい、経済的な困難などなどさまざまな境遇にあっても、地域の人々との支えあいにより、住み慣れた地域の中で人らしく安心して心豊かに暮らしていけるまちをめざします。

2　課題

◎　毎日の生活の中で、または長い人生において、障がいや疾病、高齢化、失業等により、一人ひとりの努力だけでは解決できず、何らかの支援を必要とする境遇になることがあります。
◎　５人に１人が６５歳以上という高齢社会を迎えようとするなか、区民の誰もが介護を必要とする状態になったり、家族など身近な人を介護する立場になる可能性が高くなっています。
◎　自分や家族が介護を必要となった場合でも、人は尊厳をもって住み慣れた地域で自分らしい生活を営む権利があります。しかし、現状では、障がいや疾病の状況にあった施設やサービスの整備は未だ十分とはいえない状況にあります。
◎　疾病や失業等により自分の努力だけでは自立して生活することが困難な状況に陥った人々や、一人暮らしの高齢者などを地域社会で支えていくことが必要となっています。しかし、都市化の進んだ新宿区では、近所づきあいが希薄になるなど地域社会の結びつきが弱くなっており、支えを必要とする人々が地域社会の中で孤立する懸念があります。

3　施策

⑴　施策の基本的考え方

◎　すべての区民が暮らしの中で健康維持・介護予防が気軽にできる環境を整備します。
◎　介護が必要となった時に、住み慣れた地域の中で必要なサービスが受けられるよう、相談体制、サービス・施設の整備を進めます。また介護を行う家族が抱えるさまざまな身体的精神的負担を軽減し、家族の健康・生活を守ります。
◎　障がいのある人が、それぞれの状態に応じて地域で生き生きと生活できるサービスの充実を図ります。
◎　一時的に自立した生活が困難な状況にある人が、個々の状況にあわせて自立した生活が営めるよう、就労や地域社会への参加などそれぞれの人にあった支援を行います。
◎　地域の人々がさまざまな境遇にある人を支える体制整備の促進、支援を行ないます。

⑵　施策の体系

【個別目標】	【基本施策】	【基本施策の具体的内容の例示】
だれもが互いに支え合い、安心してくらせるまち	高齢者とその家族を支えるサービスの充実	○ 在宅・施設サービスの充実・基盤整備 ○ 認知症・うつ対策の推進 ○ 介護予防事業の推進 ○ 介護に関する情報提供、相談体制の充実 ○ 福祉サービスの利用者支援と質の確保 ○ 高齢者等の安全・安心の確保
	障がいのあるひととその家族の生活を支えるサービスの充実	○ 支援サービス体制の整備 ○ 地域社会での生活を支援する在宅サービスの充実 ○ 施設サービスの充実
	住み慣れた地域で支え合うしくみづくり	○ 地域社会での相互支援のしくみづくり ○ 生活を保障する体制の整備・充実（セーフティネット）

4　各主体の主な役割

《区民》
《町会・自治会、ＮＰＯなど》
《企業・事業者》
《区（行政）》

5　成果指標

行政が後日設定

6　関連する主な個別計画

・新宿区地域福祉計画　・新宿区高齢者保健福祉計画　・介護保険事業計画　・障害者計画　・障害福祉計画　（・ホームレスの自立支援等に関する推進計画）

まちづくりの基本目標III 【安全で安心な、質の高いくらしを実感できるまち】

個別目標　III－２　　だれもがいきいきとくらし、活躍できるまち

1　めざすまちの姿・状態

だれもが生きがいを持ち、豊かな気持ちで日々を暮らし、生涯にわたって活躍することのできるまちをめざします。

2　課題

◎　高齢者の約８割は介護等の必要もなく自立して元気に活動しています。かつては仕事中心の生活を送ってきた人も、高齢期を迎え、退職した後には地域社会で活動したいと考える人が増えています。こうした高齢者が能力を生かして生きがいを感じながら暮らすことのできる環境づくりが求められています。
◎　障がいがある人が、自らが望んだ人生・生活を営むことができるよう、一人ひとりの個性や能力にあった自立した生活を行うことができる条件整備が求められています。また、新宿区では都市空間のバリアフリー化は進んできていますが、障がいのある人が自由に行動できるには不十分です。
◎　住まいは毎日の安定した暮らしを支える最も重要な基盤であり、欠くことはできません。高齢者や障がい者、失業した人など、自立した生活が困難となりつつある人も含め、すべての区民が住宅を確保できるよう支援していく必要があります。
◎　区民の２割が高齢者となる中で、区内の住宅の６割以上が高齢者等のための設備がない。また、住宅の老朽化が進展している地域も見られる。安全で安心した生活を送るために、誰もが安心して住み続けられる住宅・住環境の整備が求められている。
◎　区民の１割が外国人となる中で、言葉やコミュニケーションの問題等により、外国人が必要な行政サービスを十分に受けることができないケースがあります。外国人が区民として必要なすべての行政サービスが受けられる環境整備が必要です。
◎　区民として暮らす外国人が増加する中で、生活習慣の違いやコミュニケーション不足等により、外国人と日本人との間であつれきが生じるケースも見られます。外国人と日本人が互いに理解し合い、ともに暮らしやすい環境づくりに取り組むことが求められています。

3　施策

⑴　施策の基本的考え方

◎　住民、ＮＰＯ、行政等の協働により、疾病や障がいのある人、その介護をしている人、経済的に困難な状況にある人など、あらゆる立場の人が生きがいを持ち、心豊かに暮らすことのできる社会環境を整備します。
◎　高齢者が自らの経験や能力を生かし、趣味活動、就労・起業活動、社会貢献活動等に参加できるよう、高齢者や、今後退職等を迎える方を対象に、一人ひとりの希望や経験・能力にあった社会参加活動・起業等の相談や、地域活動への参加の機会づくりなどの支援を行なっていきます。
◎　障がいのある人の社会参加を進めるために、施設等の整備とともに、必要な制度の整備や心理的な負担軽減なども含めた環境整備や支援を行います。また、「ノーマライゼーション」の理念に基づき、物理的なバリアー、制度的バリアー、心のバリアーを取り除くため、総合的な取組みを推進します。
◎　職業訓練や就職のあっせんなど、障がいのある人の就労を支援します。
◎　高齢者や障がいのある人など様々な状況にある人が、それぞれのニーズに即した住宅に住むことができるよう、既存の公共住宅の活用や事業者等と連携した多様な住宅の供給、住み替え等に対する支援などを行います。
◎　人々が利用する全ての建物や公園、道路、公共交通機関など、区民の生活を取り巻くすべての空間を、だれもが暮らしやすい「ユニバーサルデザイン」の考え方を基本としたまちづくりによって改善していきます。
◎　長期的な視野に立ち、情報提供の充実など外国人への行政サービス利用の支援を強化するとともに、多文化共生社会の実現に向けた外国人と日本人のコミュニケーションの支援や相互理解を推進します。

⑵　施策の体系

【個別目標】	【基本施策】	【基本施策の具体的内容の例示】
だれもがいきいきと活躍できるまち	高齢者の社会参加、自己実現の機会の提供	○ 地域において高齢者が生きがいをもって社会参加できる機会の拡大 ○ 高齢者が能力を発揮して働ける環境づくり ○ ＩＴを活かした新しい社会参加への支援
	障がいのあるひとの社会参加・就労支援	○ 障がいのあるひとの自立と社会参加の促進 ○ 障がいのあるひとが地域で生活しながら働き活動できる環境づくり ○ 様々なニーズに応じた重層的な就労支援
	安定した居住を確保できるしくみづくり	○ 高齢者などの住まいの安定確保 ○ 住宅ストックの有効活用等によるセーフティネット機能の向上
	だれもが安心して住み続けられる豊かな住まいづくり	○ 災害に強く防犯性の高い住まいづくりの推進 ○ 分譲マンション等の適正な維持管理及び再生の支援 ○ ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進
	外国人と日本人がともにくらしやすいまちづくり	○ 総合的な生活支援体制の確立（防災情報の提供、相談体制の充実等） ○ コミュニケーション支援（情報の多言語化、日本語等の学習支援等） ○ 多文化共生の意識啓発（生活習慣などの違いに対する相互理解の促進等） ○ 外国人が活動しやすく、暮らしやすい環境づくり

4　各主体の主な役割

《区民》
《町会・自治会、ＮＰＯなど》
《企業・事業者》
《区（行政）》

5　成果指標

行政が後日設定

6　関連する主な個別計画

・新宿区地域福祉計画　・新宿区高齢者保健福祉計画　・介護保険事業計画　・障害者計画　・障害福祉計画　・住宅マスタープラン　・交通バリアフリー計画

まちづくりの基本目標III 【安全で安心な、質の高いくらしを実感できるまち】

個別目標　III－３　災害に備えるまち

1　めざすまちの姿・状態

区と区民の協働により、地域ぐるみで防災に取り組んでいく体制づくりや大規模災害に強い都市づくりなど、災害に強い人とまちをつくり、安心して生活でき、逃げないですむまちをめざします。

2　課題

◎　近年、全国各地で大規模自然災害により大きな被害が発生する事例が見られ、災害が発生した際に区民の安全を確保する緊急・応急対策の充実が求められています。
◎　昼間人口を多く抱える新宿区にとって、震災時の帰宅困難者対策は大きな課題であり、対策の強化が求められています。また、超高層ビル群や大規模地下街、繁華街など、多くの人々が集まる場所での災害対策も大きな課題です。
◎　全国的に集中豪雨などの異常気象や地盤の雨水浸透力の低下による水害などが増加しており、神田川や妙正川などを有する新宿区においては、治水対策の一層の強化が強く求められています。
◎　大規模災害に対する不安が高まる中で、地域の防災力向上のための取り組みの強化が必要となっています。地域の防災力向上のためには事前の備えが不可欠ですが、平時には防災意識は薄れがちであり、意識を高揚させるための取り組みの強化が求められています。

3　施策

(1)　施策の基本的考え方

◎　地震等の災害に強いまちづくりをすすめるため、道路、駅等の都市施設や建築物の耐震化や不燃化など都市空間の防災性向上に取り組みます。
◎　災害が発生した時に、被害を最小限にとどめ、区民の安全を確保し、生活を維持していくために、防災拠点や避難施設の整備・充実を図ります。
◎　都市型水害に備えるため、神田川、妙正寺川の河川改修や下水幹線の整備やハザードマップ等による啓発活動など、総合的な治水対策を促進します。
◎　区民一人ひとりの防災意識を高めるとともに、被災時に互いに助け合う体制を構築し、地域社会の災害への対応能力を向上します。また、災害弱者に対する安全対策や災害時の医療体制の整備を進め、地域の防災力を強化します。

(2)　施策の体系

【個別目標】	【基本施策】	【基本施策の具体的内容の例示】
災害に備えるまち	災害に強い、逃げないですむ安全なまちづくり	○公共空間の防災機能の強化 ○建築物等の耐震化・不燃化の促進 ○都市施設の安全性の向上 ○電線類の地中化による道路の防災機能の強化
	防災拠点と避難施設の充実	○防災拠点となる広域避難場所の充実 ○避難施設の充実
	総合的な治水対策の促進	○河川及び下水道施設の促進 ○ハザードマップ等による啓発活動
	災害に強いひとづくり	○一人ひとりの防災意識・災害時の対応力の向上 ○災害時要援護者に対する防災安全対策の推進 ○地域の防災力の向上 ○災害時の医療体制の充実

4　各主体の主な役割

《区民》
《町会・自治会、ＮＰＯなど》
《企業・事業者》
《区（行政）》

5　成果指標

行政が後日設定

6　関連する主な個別計画

新宿区地域防災計画

まちづくりの基本目標III 【安全で安心な、質の高いくらしを実感できるまち】

個別目標　III－４　　日常生活の安全・安心を高めるまち

1　めざすまちの姿・状態

すべての区民が、日々の生活のあらゆる場面で不安を感じることなく、安全に暮らすことのできるまちをめざします。

2　課題

◎　安全安心のまちづくりに対する関心が高まり、地域における防犯活動も活発に行われていますが、依然として犯罪に対する区民の不安は解消されておらず、より一層の取り組みが求められています。
◎　子どもが被害者となる犯罪や、ひったくり、空き巣等身近な犯罪が多く発生しており、地域の目で犯罪を防ぐ力を高めることが必要となっています。
◎　区内の交通事故件数は依然として高い水準にあり、道路交通環境の安全性向上が求められています。
◎　高齢社会の到来は、高齢者が交通事故に被害者としてだけでなく、加害者としても巻き込まれるという問題を生み出しています。
◎　多様化する詐欺行為など一般市民を対象とした犯罪が増加し、だれもが被害者となる不安を感じています。

3　施策

(1)　施策の基本的考え方

◎　区民の防犯意識を高揚し、それぞれの地域の実情にあった活動や警察・消防との連携を通じ、犯罪がまちの中で起こりにくい状態をめざします。
◎　安全性に課題のある道路の環境改善を進めるとともに、自動車利用者、自転車利用者、歩行者などあらゆる立場の人々への交通安全教育を強化します。
◎　高齢者をはじめ、犯罪被害者となりやすい人々への啓発や情報提供、相談等の対応を強化し、関係機関・団体との連携協働のもとに、常に最新の消費生活問題に的確に対応していきます。

(2)　施策の体系

【個別目標】	【基本施策】	【基本施策の具体的内容の例示】
日常生活の安全･安心を高めるまち	犯罪の不安のないまちづくり	○ 地域が主体となった安全対策の推進 ○ 犯罪が発生しにくい環境つくりの推進
	交通事故などのない安心なまちづくり	○ 安全な道路交通環境の整備 ○ 交通安全教育の強化（自転車利用のマナーの徹底等）
	消費者が安心して豊かに暮らせるまちづくり	○ 消費生活に関する知識の普及啓発・講座等の実施 ○ 消費者センターにおける相談体制の充実 ○ 消費者への情報提供の充実

4　各主体の主な役割

《区民》
《町会・自治会、ＮＰＯなど》
《企業・事業者》
《区（行政）》

5　成果指標

行政が後日設定

6　関連する主な個別計画

まちづくりの基本目標Ⅳ 【持続可能な都市と環境を創造するまち】

個別目標　Ⅳ－１　　環境への負荷を少なくし、未来の環境を創るまち

1　めざすまちの姿・状態

ごみの減量、リサイクルしやすい商品の利用、無駄の少ないエネルギー利用など、日々のくらしの中で、環境に負荷をできる限りかけない生活スタイルを確立するとともに、きれいなまちづくりに取組むことにより、環境と調和するまちをつくり、未来に引き継いでいきます。

2　課題

◎　限りある貴重な資源を効果的に利用するために、大量消費・大量廃棄型ではない持続可能な資源循環型の社会システムを確立することが求められています。

◎　平成17年2月に京都議定書が発効し、国民一人ひとりが温室効果ガスの排出削減目標の達成に向けて取り組むことが求められており、新宿区においても温室効果ガスの排出削減のための具体的な対策を進めることが求められています。

◎　来街者の多い駅周辺をはじめとして、路上喫煙やごみのポイ捨てなどへの対策を強化するとともに、騒音をはじめとする活発な経済活動に伴う生活環境への悪影響を抑制することが求められています。

◎　地球環境への負荷を軽減し、地域環境を守り育む社会システムを確立するために、すべての世代に対する環境教育の充実が求められています。

3　施策

(1)　施策の基本的考え方

◎　区民、事業者、区がそれぞれの立場に応じて、ごみの発生抑制、再利用、再生利用、エネルギー循環型のまちづくりなど、ごみの減量、リサイクルや省エネルギーに取組み、資源循環型社会を構築していきます。

◎　区民、事業者、区がそれぞれの立場に応じて、エネルギーの効率的な利用や無駄の少ない生活スタイルの確立など、ＣＯ２排出削減や地球環境保全のための様々な取り組みを推進します。

◎　きれいなまちを目指し、区民、事業者等と協力して、路上喫煙禁止、ポイ捨て防止等の指導・啓発や地域の環境美化活動の実践などを積極的に進めていきます。また、事業者に対する適切な指導により、活発な経済活動と生活環境とが調和したまちづくりを進めます。

◎　学校教育や社会教育の場における環境教育の機会を充実するとともに、環境学習に役立つ様々な情報の区民への提供を強化していきます。また教育、学習の拠点となる環境学習センターの機能の強化を図ります。

(2)　施策の体系

【個別目標】	【基本施策】	【基本施策の具体的内容の例示】
環境への負荷を少なくし、未来の環境を創るまち	資源循環型社会の構築	○ ゴミの発生抑制を基本とするゴミの減量とリサイクルの推進 ○ 資源ゴミの分別収集の拡充 ○ 資源循環型の生活スタイル確立に向けた事業者・区民への啓発の強化 ○ エネルギー循環型のまちづくり
	地球温暖化対策の推進	○ 事業者の省エネルギーへの取り組みの促進・支援 ○ 区民の省エネルギー意識の醸成 ○ 地球環境にやさしい交通・まちづくり ○ エネルギー消費量の低減を図るための施策の展開
	地域環境に配慮する取組みの推進	○ 公害の防止と良好な生活環境の保全 ○ 環境保全型まちづくりの仕組みの構築 ○ 路上喫煙防止対策の推進 ○ ポイ捨て防止と美しいまちづくりの推進 ○ まち美化に向けた指導の強化
	環境学習の推進	○ 環境教育の推進 ○ 環境学習センターの内容充実

4　各主体の主な役割

《区民》
《町会・自治会、ＮＰＯなど》
《企業・事業者》
《区（行政）》

5　成果指標

行政が後日設定

6　関連する主な個別計画

まちづくりの基本目標Ⅳ 【持続可能な都市と環境を創造するまち】

個別目標　Ⅳ－２　都市を支える豊かな水とみどりを創造するまち

１　めざすまちの姿・状態

新宿のもつ豊かな水辺やみどりを、未来に引き継ぐべき区民共有の財産として位置づけ、その保全・再生・整備を図り、やすらぎとうるおいのあるまちをめざします。

２　課題

◎　新宿区のみどりと水辺は年々失われており、残された貴重なみどりと水辺を保全・育成するとともに、新たな都市のインフラの一つとしてみどりと水辺を創出する取組みが求められています。
◎　神田川や妙正寺川、外濠など新宿区の水辺空間は周辺の都市的な土地利用、空間利用の中で十分に活用されておらず、その再生と活用が求められています。
◎　人口や区内で活動する人々が増加する中で、市街地における身近な水と緑の空間である公園のより一層の充実が求められています。

３　施策

⑴　施策の基本的考え方

◎　新宿区の外周に沿って水辺や連続するみどりをつなぎ「水とみどりの環」として積極的にみどりの充実を図ります。また、大規模な施設のみどりや公園、斜面緑地、庭園などまとまったみどりを「７つの都市の森」として位置づけ、みどりの保全・創出を図っていきます。
◎　みどりの保全と創出を図るとともに、神田川、妙正寺川などを自然と調和した区民が楽しめる空間として整備します。各施策の実施にあたっては、区民・事業者などとともに取組みます。
◎　公園や公共施設等のオープンスペースを「地区の庭」として整備し、身近な水と緑の空間を充実するとともに、こうした地域に密着した公園における区民主導の運営体制を確立することにより、地域の実情とニーズに即した運営と利用の活性化を図ります。

⑵　施策の体系

【個別目標】	【基本施策】	【基本施策の具体的内容の例示】
都市を支える豊かな水とみどりを創造するまち	水とみどりの骨格の形成	○ 水とみどりの環の形成 ○ ７つの都市の森のみどりの充実 ○ 風のみちの整備 ○ 豊かな自然の保全 ○ アユが喜ぶ川づくり
	みどりを残し、まちへ広げる	○ みどり（旧藩邸跡地）の記憶とみどりの充実 ○ みどりの保全・活用 ○ みどりの拡大整備 ○ みどりのまちづくりの推進 ○ 施設の緑化推進
	「地区の庭」づくりの推進	○ 「地区の庭」としての公園や公共施設等の有効利用の促進 ○ 地域に密着した公園の運営体制の確立 ○ オープンスペースの活用

４　各主体の主な役割

《区民》
《町会・自治会、ＮＰＯなど》
《企業・事業者》
《区（行政）》

５　成果指標

行政が後日設定

６　関連する主な個別計画

まちづくりの基本目標Ⅳ 【持続可能な都市と環境を創造するまち】

個別目標　Ⅳ－３　人々の活動を支える都市空間を形成するまち

1　めざすまちの姿・状態

都市機能が高度に集積し、日本一活発に人が行き交う新宿区の都市活動を支えていくため、都市の骨格となる道路・交通施設を充実するだけではなく、歩く人にやさしい歩行空間や環境と調和する公共交通機関の充実したまちをめざします。

2　課題

◎　地球環境への負荷と地域環境への影響を軽減するため、環境と調和する公共交通の利用を促進することが求められています。
◎　新宿で暮らし、活動するすべての人々が快適に過ごすことができるよう、人と環境に配慮した道路環境の改善が求められています。
◎　都市機能の高度な集積に対応し、円滑なアクセスが可能な道路の拡充が求められています。
◎　高齢社会への対応や障がい者の社会参加促進に向けて、だれもが自由に行動できる都市空間づくりが求められています。

3　施策

(1)　施策の基本的考え方

◎　公共交通機関の利便性向上の促進、支援や交通機関相互の結節点の整備による乗り換えの円滑化など、公共交通の利用促進のための取組を進めます。
◎　人と環境に配慮した道路空間の改善を図るため、歩行空間の確保と快適な空間の形成、自転車と歩行者がともに安全に通行可能なの道路空間の利用方法を検討、確立します。
◎　新宿駅周辺への円滑なアクセスに向けて、幹線道路の拡充や交通需要の適切なコントロールなど、渋滞のない快適な道路交通ネットワークの形成を図ります。
◎　新宿駅及びその周辺の道路や公共施設等のバリアフリー化を推進し、国際的な賑わい交流を創造する中心とし、魅力ある都市空間づくりを進めていきます。

(2)　施策の体系

【個別目標】	【基本施策】	【基本施策の具体的内容の例示】
人々の活動を支える都市空間を形成するまち	人にやさしい乗り物への質の改善	○ 公共交通の整備 ○ 交通結節点の整備
	人と環境に配慮した道路整備	○ 車中心から人間中心への道路整備
	都市基盤を支える道路整備	○ 都市計画道路の整備
	だれもが自由に行動できる都市空間づくり	○ 歩行者空間の整備 ○ ひとにやさしくわかりやすい道づくり ○ 協働による福祉のまちづくりの推進

4　各主体の主な役割

《区民》
《町会・自治会、ＮＰＯなど》
《企業・事業者》
《区（行政）》

5　成果指標

行政が後日設定

6　関連する主な個別計画

まちづくりの基本目標Ⅴ 【まちの記憶を活かした美しい新宿を創造するまち】

個別目標　Ⅴ－１　　歴史と自然を継承した美しいまち

1　めざすまちの姿・状態

街並みや建造物などの歴史的景観や、高低差の大きい変化に富んだ地形、緑や水辺などの自然景観と調和した、個性的で美しい景観に配慮したまちづくりの実現をめざします。

2　課題

◎　景観をそれぞれの地域が有する資源と捉え、地域特性に応じた良好な景観を守り、育て、次世代に受け継いでいくことが求められています。
◎　経済効率のみを重視した建築行為等によって個性的な街並みが損なわれる事例が増加するとともに、みどりや水辺が減少しています。

3　施策

⑴　施策の基本的考え方
◎　地域特性に応じた細やかな単位での景観誘導や多様な主体との連携により、地域特性に応じた景観まちづくりを進めていきます。
◎　賑わいを感じさせる都市景観、みどりや水辺などの潤いのある自然景観など、新宿の持つ多様な魅力を活かした都市景観を創出していきます。

⑵　施策の体系

【個別目標】	【基本施策】	【基本施策の具体的内容の例示】
歴史と自然を継承した美しいまち	地域特性に応じた景観誘導	○ 地域特性に応じた、細やかな単位での景観誘導 ○ 多様な主体との連携による景観まちづくりの推進
	賑わいと潤いある都市景観の創出	○ 賑わい都市景観の創造 ○ 潤いのある自然景観の創出

4　各主体の主な役割

《区民》
《町会・自治会、ＮＰＯなど》
《企業・事業者》
《区（行政）》

5　成果指標

行政が後日設定

6　関連する主な個別計画

まちづくりの基本目標Ⅴ 【まちの記憶の再生と美しい新宿を創造するまち】

個別目標　Ⅴ－２　ぶらりと道草したくなるまち

1　めざすまちの姿・状態

みどりと触れ合いながら楽しく安全に歩けるまちづくり、来街者にとってもふと立ち寄って歩きたくなる、便利さと魅力あるまちをめざします。

2　課題

◎　区内には狭く、段差などがあり歩きにくい歩道が多く見られます。高齢者、障害者、子どもなど誰もが快適に、歩きたくなる、人間優先のみどりあふれる歩行者空間の整備が求められています。
◎　従来の公園は画一的な設計で、安全面や利用しやすさにおいて課題のある公園が多く見られます。今後は誰もが利用しやすく、地域住民にとって誇れる公園として整備・管理してくことが求められています。
◎　商業・文化・情報施設の集積する新宿は、多くの人が集い訪れる魅力とポテンシャルのある空間であり、今後はさらに地域資源である都市空間と人とを結び付け、来街者もぶらりと立ち寄りたくなる都市空間の形成が求められています。

3　施策

(1)　施策の基本的考え方

◎　拡幅、カラー舗装化、バリアフリー化等により安全で歩きやすい歩道整備を進めるとともに、みどりや景観に配慮した快適な歩行者空間を整備し、誰もが歩きやすい歩行者ネットワークづくりを進めます。
◎　区立公園や児童遊園の改修の際に地域住民と協働して計画案を作成するとともに、維持管理も住民と協働で行い、地域の特色を活かした個性ある公園づくりを進めます。
◎　駅前、公園、商店街、商業施設、公共施設などを、多くの人が集まり、交流し、活躍できる場として、環境整備や仕組みづくりを進め、まちの広場的利用を促進します。

(2)　施策の体系

【個別目標】	【基本施策】	【基本施策の具体的内容の例示】
ぶらりと道草したくなるまち	楽しく歩けるネットワークづくり	○ みどりとゆとりある歩行者空間の整備 ○ 回遊性のある歩いて楽しいまちづくり
	身近な公園のリニューアル	○ 区民との協働による魅力あふれる地域公園づくり
	まちの「広場的利用」の推進	○ オープンカフェ、オープンマーケットの取組み支援 ○ コミュニティガーデン（地区の庭）づくり

4　各主体の主な役割

《区民》
《町会・自治会、ＮＰＯなど》
《企業・事業者》
《区（行政）》

5　成果指標

行政が後日設定

6　関連する主な個別計画

まちづくりの基本目標Ⅴ　【まちの記憶を活かした美しい新宿を創造するまち】

個別目標　Ⅴ－３　地域の個性を活かした愛着をもてるまち

1　めざすまちの姿・状態

地域の個性や魅力を十分に活かした地域主体のまちづくりを進め、人々が住み、働き、学び、遊ぶ都市として愛着がもてるまちをめざします。

2　課題

◎　区民の生活者としての視点に基づくまちづくりを進めていくため、区民が能動的、自発的に地域のまちづくり活動に参画できるしくみが求められています。
◎　地域の個性や魅力を活かしたまちづくりを検討していくため、まちに関わる多様な主体の参画とともに、勉強会の開催や専門家の派遣などの支援を行う必要があります。

3　施策

⑴　施策の基本的考え方
◎　地区の特性を活かしたきめ細かなまちづくりを進めるため、特別出張所の地区単位を基本に住民、地域団体、ＮＰＯ、企業等の多様な主体によりまちづくりを支えるしくみをつくっていきます。
◎　地区計画等のまちづくり制度を活用しながら、住民主導による地区の個性を活かしたまちづくりを進めていきます。

⑵　施策の体系

【個別目標】	【基本施策】	【基本施策の具体的内容の例示】
地域の個性を活かした愛着をもてるまち	地域主体の地区まちづくりを支えるしくみづくり	○多様な主体によるまちづくりのしくみづくり
	参画協働のまちづくり手法の開発	○周辺環境と調和した再開発の推進 ○住民主導による地区の個性を生かしたルールづくりによるまちづくり

4　各主体の主な役割

《区民》
《町会・自治会、ＮＰＯなど》
《企業・事業者》
《区（行政）》

5　成果指標

行政が後日設定

6　関連する主な個別計画

まちづくりの基本目標Ⅵ 【多様なライフスタイルが交流し、「新宿らしさ」を創造していくまち】

個別目標　Ⅵ－１　成熟した都市文化が息づく、魅力豊かなまち

1　めざすまちの姿・状態

新宿は、豊かな伝統や歴史が息づき、多様な文化が育まれ、新たな最先端の文化も生み出されています。これらの文化を広く発信していくまちをめざします。

2　課題

◎ 文化の創造や、文化を支える人材の育成・活用など、ソフトの環境整備が必要となっています。
◎ 区民が文化・芸術に触れる機会を拡げるためには、文化・芸術に関する確かな情報を横断的、効果的に共有し、発信、提供していくことが求められています。
◎ 将来の文化・芸術を担う内外の若手アーティストやスタッフが、集い、交流し、創作する環境の整備が必要です。
◎ 区民が享受者としてだけでなく、表現者として、また、愛好家や支援者として、文化の一翼を担うことができるような仕組みづくりが求められています。
◎ 文化・芸術活動にかかわる団体や専門家、国、都、他区市町村、企業、ＮＰＯなどとの連携のあり方を検討していくことなどが求められています。

3　施策

(1)　施策の基本的考え方
◎ 地域の誇りや愛着を育むために、地域にゆかりのある文化人や地域に埋もれている歴史や文化財などを掘り起こし、保存し、伝えていく仕組みづくりをしていきます。
◎ 専門家や愛好家などによる価値ある文化、生活情報を広く区民に発信、提供していく仕組みやネットワークづくりをしていきます。
◎ 文化、芸術の発展のために、新しい、若い才能を受け入れるための環境整備をしていきます。
◎ 様々な文化、芸術に触れあう機会や体験を通じて、子どもたちをはじめとした次代を担う人材を育成し、文化の継承、発展を図っていきます。
◎ 地域の伝統産業に従事する専門技術者や芸術家との交流を促進して、付加価値の高い新宿ブランド、地域ブランドの確立を目指します。

(2)　施策の体系

【個別目標】	【基本施策】	【基本施策の具体的内容の例示】
成熟した都市文化が息づく、魅力豊かなまち	文化・歴史の掘り起こし、継承・発展・発信	○ 文化財保護の推進 ○ 文化・歴史を活かしたまちづくり ○ 新宿文化人の発信
	新しい文化・観光の創造・発信	○ 新たな文化・観光の芽を育む仕組みづくり ○ 新たな情報発信の仕組みづくり ○ 新宿ブランド、地域ブランドの発信 ○ 区民が創る、新宿文化
	文化・芸術創造の基盤の充実	○ ホンモノの文化・芸術と触れ合う機会の拡充 ○ 新しい文化創造を担う人材の育成 ○ 新宿文化・観光ビューローの創設

4　各主体の主な役割

《区民》
《町会・自治会、ＮＰＯなど》
《企業・事業者》
《区（行政）》

5　成果指標

行政が後日設定

6　関連する主な個別計画

まちづくりの基本目標Ⅵ 【多様なライフスタイルが交流し、「新宿らしさ」を創造していくまち】

個別目標　Ⅵ－２　新宿ならではの活力ある産業が芽吹くまち

1　めざすまちの姿・状態

新宿のもつ歴史と異種産業の混在集積した都市特性とを活かし、活気ある産業を呼び起こし、新宿ならではの新たな産業を生み出していくとともに、企業の事業活動拠点としても魅力的なまちをめざします。

2　課題

◎ 特定地域に集積する特徴ある産業や伝統や文化を担う業種などの競争力を強化し、地域の特性に合わせた産業として支援していくことが求められてます。
◎ 異種産業の融合は新しい産業を生む潜在力となっています。それらの異種産業間の交流の機会をより多く提供することが必要です。
◎ 情報産業、ファッションやアート産業、伝統産業等々の創造性を活かした新しい試みを支援していくことが求められます。
◎ 地域の特性を生かしたまちの活性化や地域が抱える課題をビジネスの手法により解決していく仕組みづくりが求められています。
◎ 産業の創造的な担い手となる人材の育成やマネジメント能力のある人材の活用を目指して、産学公の連携を進めることが求められています。

3　施策

⑴　施策の基本的考え方
◎ 伝統産業における技能の保存、継承、発展に努め、文化、芸術との連携の仕組みづくりを支援します。
◎ 新宿のもつ歴史と異種産業の混在集積した都市特性を活かした新しい産業の創造、起業を支援します。
◎ 伝統産業や個性的な文化・観光産業などを、新たな創造型産業として振興を図ります。
◎ 空き店舗の活用など商店街の活性化や地域のニーズに対応したコミュニティ・ビジネスの育成を図ります。
◎ 学校、企業、地域などと連携して、産業を支える創造的な人材、マネジメント能力のある人材を育成するとともに、若者の就業・創業を支援し、雇用の安定を図ります。

⑵　施策の体系

【個別目標】	【基本施策】	【基本施策の具体的内容の例示】
新宿ならではの活力ある産業が芽吹くまち	新宿の魅力や高付加価値な情報を発信する産業の創造	○《チャレンジする中小企業・人》への総合的支援 ○文化芸術との融合による新産業の創出支援 ○新宿の魅力を発信する都心商業・サービス業の活性化
	地場産業の活性化、地域における様々な新しいビジネスの誕生	○地場産業の活性化や新たなものづくり産業への支援 ○地域を基盤とした新たなビジネスの創造への支援
	産業を支える創造的な人材の確保と、雇用の安定	○すぐれた能力と意欲ある人材の育成・支援 （人づくり（学校教育と専門教育・生涯教育)との連携） ○若者の就業・創業支援

4　各主体の主な役割

《区民》
《町会・自治会、ＮＰＯなど》
《企業・事業者》
《区（行政）》

5　成果指標

行政が後日設定

6　関連する主な個別計画

まちづくりの基本目標Ⅵ 【多様なライフスタイルが交流し、「新宿らしさ」を創造していくまち】

個別目標　Ⅵ－３　ひと、まち、文化の交流が創るふれあいあるまち

1　めざすまちの姿・状態

働きの場、学びの場、遊びの場としての多様な魅力を高めて、区民が誇れ、来訪者がまた訪れたくなる交流とふれあいのあるまちをめざします。

2　課題

◎ 観光情報の収集、提供、観光施策の企画、調査、実施など多様な主体の協力、連携による体制の整備が求められています。
◎ 新宿にある豊富な魅力や文化・観光資源について、情報の収集・整理・共有・発信を進め、新宿のもつ魅力を再発見・再認識できる環境の整備が求められています。
◎ 商店主の高齢化や空き店舗の増加などによる商店街の空洞化や消費者ニーズの多様化など商店街を取り巻く環境の変化への対応が求められています。
◎ 新宿には、活気溢れる多くの若者がつどいます。こうした若者のアイデアや活力をまちの魅力を高めるために活かす仕組みづくりが必要です。
◎ 新宿が創造・発信している最先端の情報、歴史・文化資源、観光資源などを活かし、国内外の交流を推進していくことが求められています。
◎ 戦後半世紀以上を経過し、戦争の悲惨さを直接に継承する人が少なくなっている中で、若い世代に平和の大切さの認識を一層深めていくことが大切です。

3　施策

⑴　施策の基本的考え方

◎ 新宿の文化、観光を案内、発信するため、関係機関と連携、協働して、ＰＲ体制の整備を進めます。
◎ 多様性や懐の深さといった新宿らしさを十分に楽しめる観光資源、観光ルートなどの環境整備を進めます。
◎ 地域特性に合わせた、個性的で魅力ある商店街づくりを支援し、地域のコミュニケーションの場、ふれあいの場として、商店街の活性化を図ります。
◎ 各地から多く集まる若者が活躍できる機会や場を提供して、若者が生み出す新たな文化を支援していきます。
◎ 国内、国外から多くの来訪者があるまちの特徴を生かして、市民同士の文化交流などを支援し、ふれあいの場を提供していきます。
◎ 区民一人ひとりが平和の大切さ、尊さを再認識してもらうために、様々な機会で、平和意識の普及、啓発に努めていきます。

⑵　施策の体系

【個別目標】	【基本施策】	【基本施策の具体的内容の例示】
ひと、まち、文化の交流が創るふれあいあるまち	文化と観光・産業との連携	○ 企業と文化・芸術家との交流・連携促進 ○ 歩いて楽しむ「まちなか」観光の振興
	誰もが、訪れたくなる活気と魅力あふれる商店街づくり	○ 個性的で顔の見える商店街づくりへの支援 ○ まちづくりと連携した商店街の活性化支援
	若者による新しい文化の創造	○ 若者のアイディアを形にする場の提供と支援の仕組みづくり ○ 若者の活気を生かしたイベントの充実
	平和都市の実現と豊かな国際・国内交流の推進	○ 平和意識の醸成 ○ 海外友好提携都市との市民レベルの相互交流 ○ 友好都市等との住民同士の相互交流

4　各主体の主な役割

《区民》
《町会・自治会、ＮＰＯなど》
《企業・事業者》
《区（行政）》

5　成果指標

行政が後日設定

6　関連する主な個別計画

基本計画に示す協働リーディング・プロジェクト（たたき台）

協働リーディング・プロジェクトの位置づけと内容

■位置づけ

＊協働リーディング・プロジェクトは、新基本計画において、区が目指す協働のまちづくりを先導するために実施するプロジェクトである。

■内容

＊協働リーディング・プロジェクトの目標は、区が目指すまちづくり実現の観点から、重要性が高く、かつ複数の分野にまたがる横断的な目標を設定する。

＊協働リーディング・プロジェクトは、基本計画に位置づけられる基本政策の中から、類似した複数の基本施策を束ねるものとして位置づける。

協働リーディング・プロジェクトの構成と「まちづくりの基本目標」との関係

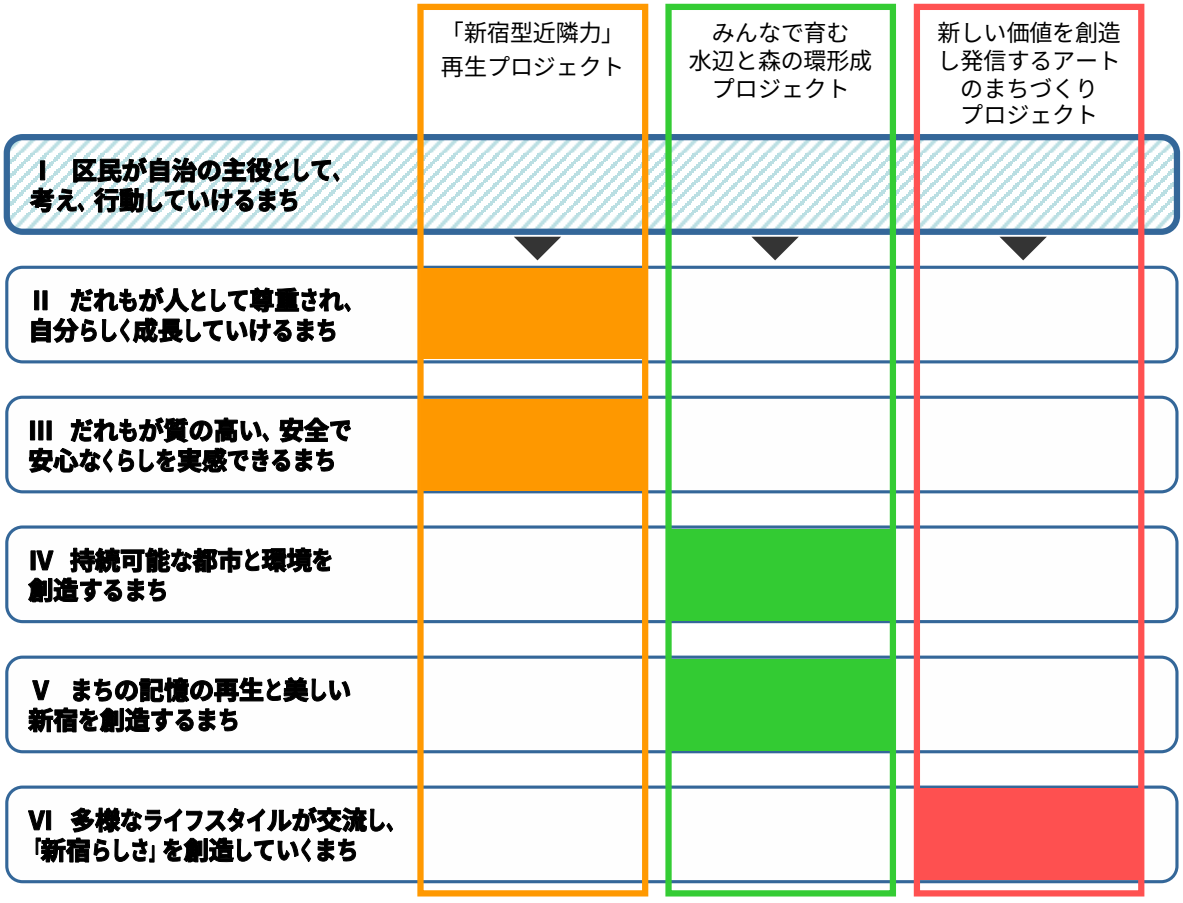

協働リーディング・プロジェクトの進め方

■地域を中心とした多様な主体との協働によるプロジェクトの推進

＊プロジェクトは、各地区においてまち歩きやまちづくりの課題の検討を通じて作成された「地域別まちづくり方針」意見書の成果等をもとに、地域のコミュニティ、自然、歴史、施設などの地域特性に応じて、地域が主体となって選択する。

＊プロジェクトは、地域の様々な課題解決に取り組む地区協議会に加え、それぞれのプロジェクトの特性に応じて課題解決に取り組むＮＰＯ、大学、専門家、企業などと連携して進める。

＊行政は、これら多様な主体のコーディネートやマッチング機能を発揮し、プロジェクトの取組みを後押しするとともに、成果の見え始めた取組みについては、そのノウハウ等を他地域へと積極的に展開させていく。

＊こうした取組みを通じて、区民、区職員、企業市民等すべての主体が、まちづくりのスキル（参加・協働等）や地域での問題解決の方法を身につけていくとともに、新宿区の都市にふさわしいコミュニティづくりを進めていくことができる。

■子どもの参画のしくみの導入

＊プロジェクトには、できるだけ子どもの参画のしくみ[注)] を導入する。

＊子どもの声を聞き、子どもの主体的な参加を促すまちづくりを行うことで、次世代の新宿の可能性を示すことができる。

＊また、大人は、子どもたちに対して「地域を担う大切な一員であること」「経験を通して、失敗を繰り返しながら、生きる力を育てていこう」という、大人になるプロセスで必要なメッセージを伝える機会を持つことができる。

注）子どもの参画のしくみとしては、「ミニ・ミュンヘン」の取り組みがある。ミニ・ミュンヘンは、7 歳から 15 歳までの子どもだけが運営する「小さな都市」である。8 月の夏休み期間 3 週間だけ誕生する仮設都市で、ドイツのミュンヘン市ですでに 20 年の歴史がある。子どもたちは、ミニ･ミュンヘンで遊びながら、仕事をすることや社会の仕組み、コミュニケーションを学んでいく。日本においても、このミニ･ミュンヘンの取り組みに触発されて、地域性や主催者の個性を生かした取り組みが各地で展開されている。

プロジェクト　１
―　「新宿型近隣力」再生プロジェクト　―

■目標

人びとが暮らしの場で自然に織り成す近隣の人づき合いの関係は、お互いに助け合い、情報を交換し、地域を元気にし、暮らしの課題解決に一緒に取り組む潜在的な力（「近隣力を」）もっています。ところが、高齢化や少子化の進展、集合住宅居住世帯や単身世帯の増加、個人主義的意識の浸透などにより、この近隣力が衰弱し、社会的孤立が深まることによって、今後日常の暮らしで生じるさまざまな問題の解決が困難になる事態が懸念されており、「近隣力」を再生させることが重要な課題になってきています。

新宿のような都市化が高度に進んだ地域社会において、この「近隣力」を再生させるためには、地域住民の間で自然発生的に生まれるご近所付き合いに期待するだけでは不十分であり、人と人とがつながり、暮らしの問題をともに語りあえるような「出会いの場」や「たまり場」「いこいの場」を積極的に作っていくことが重要です。また、それらの「出会いの場」や「たまり場」で出てくる課題を解決するために、地域住民をはじめ、ボランティア、NPO、町内会や自治会、地区協議会、社会福祉協議会、行政の関連部署が連携し、ネットワークをつくりながら応援するなど、必要な公私のサービスにつなげていく仕組みを作ることも必要となります。

■取り組みの内容

このプロジェクトでは、地域住民、ボランティア団体、NPO、町内会・自治会、社会福祉協議会、行政関連部署が連携して、①子育てや青少年育成のための「出会いの場」ネットワークづくり、②団塊世代の「地域デビュー」を促進する「たまり場」ネットワークづくり、③ひとり暮らし高齢者など社会的に孤立しがちな人たちのための「いこいの場」ネットワーク作りに取り組みます。

具体的には、住民の自発的意思を尊重しながら、拠点となる地域を定めて、そこを核としながら、関心をもち協力しあえる人・団体・機関のネットワークをつくり、全区的な取り組みへの展開をめざします。

＜関連する基本施策（５施策）＞

Ⅰ－１－③　都市内分権の推進
Ⅰ－１－④　コミュニティ活動の展開
Ⅱ－２－①　地域で安心して子育てができる新たな仕組みづくり
Ⅲ－１―③　住み慣れた地域で支えあう仕組みづくり
Ⅲ－３―①　犯罪の不安のないまちづくり

■実施が想定される地域

高齢化の進展が著しい住宅地地区　など

■期待される効果

区民の社会的孤立化を防止し、社会参画への支援を行うことにより、地域で暮らす人々のくらしを心身ともにゆたかにすると同時に、近隣で社会的絆を豊かにつくりだすことで、コミュニティの機能を充実させ、住民自治の基盤をつくることができる。またさまざまな異なる立場で活動しているボランティアや NPO と地域組織、行政機関が出会い、協働する有効な機会が提供できる。

プロジェクト　2
―　みんなで育む水辺と森の環形成プロジェクト　―

■目標

豊かな水辺とみどりは、くらしを豊かにする区民共有の財産であるとともに、新宿を訪れるすべての人々に魅力ある環境を提供するための重要な要素です。

しかし、新宿のみどりは年々失われつつあり、水辺の環境を守り、生かす取り組みも十分とは言い難い状況にあります。新宿でくらし、活動するすべての人々が、豊かな水辺とみどりを守り育む取り組みを進めることが求められています。

このため、区民と行政、企業等民間団体などが一体となって、新宿を象徴する水辺と緑の空間として、「水辺と森の環」を形成する取り組みを進めていきます。

■取り組みの内容

新宿御苑や外堀に代表される、重厚な歴史をもつ水辺とみどりの空間を復活、再生させ、拠点となる質の高い水辺と緑を、未来に受け継ぐ区民共有の財産として、官民一体となって整備していきます。また、これらを結ぶまちなみにおいても、区民と行政、企業等がそれぞれの立場で身近な水辺とみどりを育む取り組みを進め、区の全域を囲む水辺と緑の「環」を形成して行きます。

＜関連する基本施策（６施策）＞

Ⅰ－１－③都市内分権の推進
Ⅳ－１－④水辺と森の再生
Ⅳ－３－②地球環境問題への取組みの推進
Ⅴ－１－②参画協働のまちづくり手法の開発
Ⅴ－２－①楽しく歩けるネットワークづくり
Ⅴ－３－②身近な水辺とみどりをいかしたまちづくり

■実施が想定される地域

・水辺（新宿御苑や外堀・川（神田川・妙正寺）沿道空間など）や緑地（落合斜面緑地など）を抱える地区

■期待される効果

公園や道路、河川など特定の都市基盤整備では困難な、総合的、体系的な取り組みにより、失われつつある区民共有の財産を未来に継承することができ、また、魅力ある都市環境の形成により定住の促進、地域活動や交流の活性化など地域の振興にも役立ちます。

また、新宿でくらし、活動するすべての人々が関係し、区の全域に広がる取り組みであるため、あらゆる立場の人々の参画と議論、取り組みの実践を通じて、多様な主体の協働によるまちづくりへの啓発や仕組みの構築が進展し、さまざまな分野での取り組みへの展開も期待できます。

プロジェクト　３
―　新しい価値を創造し発信するアートのまちづくりプロジェクト　―

■目標

新宿は日本で最も多くの人が行き交い、常に最先端の情報が創造、発信される都市です。しかし、全国の人々が抱いている新宿のイメージは必ずしも豊かさや魅力だけではありません。

交流拠点、文化の発信拠点として新宿がその可能性を最大限に生かして、魅力ある都市として発展して行くためには、活発な交流と情報の集積を価値ある文化の創造に結びつけていく仕組みが必要です。

新宿に集う人々の意欲やアイディアを形にして、新たな文化を創造し、さらにこれを生かしたにぎわいと新宿らしい産業の育成に結びつける取り組みを進めます。

■取り組みの内容

新宿に集う人々による新たな文化の創造のモデルとしてアートに着目し、活動と発表の場を求める若手のプロやプロの卵となる人々の、活動を支援するための場や機会を提供する取り組みを進めます。

区民や企業、教育機関等の民間団体と行政が、遊休化した施設等の空間や資金、情報チャネル、人材など、それぞれの資源を持ち寄り、新宿に集うアート系人材に活動の場や発表の機会を提供することで、新宿発の新たな文化の発信を活性化します。

＜関連する基本施策（７施策）＞

Ⅰ－１－②参画と協働に基づく区政運営の推進
Ⅴ－２－③まちの「広場的利用」の推進
Ⅵ－１－②新しい文化・観光の創造・発信
Ⅵ－１－③文化創造の基盤の充実
Ⅵ－２－①文化と観光・産業との連携
Ⅵ－２－③若者による新しい文化の創造
Ⅵ－３－①新宿の魅力や高付加価値な情報を発信する産業の創造

■実施が想定される地域

・空家や空き室のある一般民間施設や学校を抱える地区、賑わいの拠点となる地区など

■期待される効果

独自の新しい文化の発信が活性化することにより、都市イメージの向上と活動と発表の場を求める人々の更なる集積により、一層の交流の活性化が図られます。また、こうした効果を生かした、商業・サービス業など地域産業の活性化が期待できます。

さらに、新宿を舞台とした多様であたらしい文化活動の活性化により、区民がアートに触れ、楽しむ機会が拡大し、区民の生活の豊かさの向上にも寄与します。

■　新基本計画における施策体系・（起草部会作成・修正案１）

まちづくりの基本目標	個別目標	基本施策
		（注） ○は基本施策の具体的内容の例示
Ⅰ　区民が自治の主役として、考え、行動していけるまち	1　新しい自治の地平を切り拓くまち	①　自治の基本理念、基本原則の確立（自治基本条例の制定） ○　参画と協働によるまちづくりのルールづくり ○　区民参画による施策・事業のＰＤＣＡサイクルの確立
		②　協働の推進に向けた多様な主体への支援とネットワーク化 ○　協働型事業整備の確立 ○　区民団体、ＮＰＯ、企業、大学等協働の担い手となる団体の発掘、育成とネットワーク化 ○　協働の担い手となる人材を育てる学習機会、育成システムの整備
		③　参画と協働のための情報提供の充実 ○　情報開示の徹底と質の向上 ○　地域情報の共有の促進（地域生活環境指標の作成）
	2　コミュニティの活性化と地域自治を推進するまち	①　地域自治のしくみと支援策の拡充 ○　地区協議会の条例設置による権能の付与 ○　既存地域組織とＮＰＯなどの新組織との連携促進
		②　地域自治推進のための行政組織体制の充実 ○　特別出張所の役割拡充による地区協議会の支援強化 ○　地域センターの機能の拡大と強化
		③　コミュニティ活動の充実と担い手の育成 ○　コミュニティ活動の関心を高める啓発活動の推進 ○　コミュニティプロデューサーの発掘と育成
		④　コミュニティ活動拠点の整備拡充と利用促進 ○　地域センターの利用促進 ○　新たな地域活動拠点の充実
	3　参画と協働に基づく区政運営をすすめるまち	①　参画協働に対応した柔軟な行政組織体制の構築 ○　区民の参画協働に即した組織運営・意思決定方式の確立 ○　区民の参画による総合計画進行管理の仕組みの確立
		②　行政の体質改善の推進と公共サービスの担い手の充実 ○　参画と協働に対応した職員の意識改革、能力開発 ○　区民ニーズに応えるための公共サービス提供主体間の役割分担 ○　行財政改革の推進による効率的な行政サービスの提供
		③　地方分権の推進による行財政能力の拡充 ○　特別区制度改革の推進 ○　事務執行体制の整備
		④　広域的な都市課題への対応強化 ○　住民自治の意識啓発の継続と拡大 ○　広域的課題解決に向けた多様な主体との協働体制の確立
Ⅱ　だれもが人として尊重され、自分らしく成長していけるまち	1　一人ひとりが個人として互いに尊重しあうまち	①　人権意識の醸成 ○　人権尊重が根付いていくための取組みの推進 ○　人権教育の推進 ○　社会参加と交流の促進 ○　区民の自主的取組みへの支援 ○　インターネット等を利用した人権侵害の根絶
		②　男女共同参画の推進 ○　男女の人権の尊重 ○　職場、家庭、地域における男女共同参画の実現 ○　区政への女性の参画の拡大
		③　子どもの人権尊重 ○　子どもの虐待防止と権利擁護 ○　子どもの権利条例の制定
		④　支援を必要とする人々の人権の尊重 ○　障がいのあるひと・高齢者の人権尊重 ○　ホームレス等に対する偏見や差別意識の解消
	2　子どもの育ち・自立を地域でしっかり応援するまち	①　地域で安心して子育てができる新たなしくみづくり ○　子育てに関する相談・支援体制の充実 ○　地域における子育て支援サービスの充実 ○　母と子の健康を守る保健医療の充実
		②　仕事と家庭生活との両立の支援 ○　時代の変化に対応した保育環境の整備と子育て支援の充実 ○　仕事と子育てとが両立できる職場環境づくりの推進 （ワーク・ライフ・バランス） ○　子育て負担感の軽減
		③　特別な支援を必要とする子どもや家庭への支援と自立促進 ○　障がいや発達に遅れがある子どもの子育て支援 ○　ひとり親家庭への支援と自立の促進 ○　外国人家庭への支援
		④　子どもの成長に応じた支援

まちづくりの基本目標	個別目標	基本施策
		（注）○は基本施策の具体的内容の例示
		○ 子どもの居場所の確保や公園・遊び場の充実 ○ 小学校を活用した放課後の子どもの居場所の充実 ○ 高齢者等と子どもの交流促進
		⑤ 子どもの安全と子どもを守る環境づくり
		○ 子どもを犯罪から守る取り組みの充実 ○ 子どもを交通事故から守る取組みの充実 ○ 子どもに有害な情報を適切に管理する仕組みの強化 ○ 子育て世帯への住まい支援
	3 未来を担う子どもの、一人ひとりの生きる力を育むまち	① 子どもの生きる力を伸ばす学校教育の充実
		○ 豊かな心を育む教育の推進 ○ 確かな学力を育み個性や創造力を伸ばす教育の充実 ○ 就学前の子どもの健やかな成長を育む幼児教育の充実
		② 学習や生活の場にふさわしい魅力ある学校づくり
		○ 学校支援の充実 ○ 教育環境の整備
		③ 家庭や地域がともに育てる協働と連携による教育環境づくり
		○ 地域に開かれた学校づくり ○ 家庭・地域における教育力の向上と協働・連携の推進
	4 生涯にわたって学び、自らを高められるまち	① 生涯にわたり学習・スポーツ活動などを楽しむ環境の充実
		○ 生涯学習活動への支援 ○ 地域での学び・スポーツの場と機会の確保
		② 生涯学習活動を推進する地域人材の育成
		○ 地域での学びを支える人材づくり
		③ 区民に役立つ使いやすい図書館機能の充実
		○ 中央図書館機能の充実と整備 ○ 学習を支える情報センターづくり
		④ 次代を担う若者への応援
		○ 若者の社会的自立の支援
	5 心身ともに健やかにくらせるまち	① 一人ひとりの健康づくりを支える取組みの推進
		○ 区民みずから主体となる健康づくり ○ 生活習慣病予防の推進 ○ がん予防の推進 ○ 生活衛生の推進 ○ 食育の推進
		② 多様化する課題に対応した保健・公衆衛生の充実
		○ 多様化する健康危機への対応 （感染症対策、食品の安全確保対策の充実等） ○ こころの健康づくりの推進
Ⅲ 安全で安心な、質の高いくらしを実感できるまち	1 だれもが互いに支え合い、安心してくらせるまち	① 高齢者とその家族を支えるサービスの充実
		○ 在宅・施設サービスの充実・基盤整備 ○ 認知症・うつ対策の推進 ○ 介護予防事業の推進 ○ 介護に関する情報提供、相談体制の充実 ○ 福祉サービスの利用支援と質の確保 ○ 高齢者等の安全・安心の確保
		② 障がいのあるひととその家族の生活を支えるサービスの充実
		○ 支援サービス体制の整備 ○ 地域社会での生活を支援する在宅サービスの充実 ○ 施設サービスの充実
		③ 住み慣れた地域で支え合うしくみづくり
		○ 地域社会での相互支援のしくみづくり ○ 生活を保障する体制の整備・充実（セーフティネット）
	2 だれもがいきいきとくらし、活躍できるまち	① 高齢者の社会参加、自己実現の機会の提供
		○ 地域において高齢者が生きがいをもって社会参加できる機会の拡大 ○ 高齢者が能力を発揮して働ける環境づくり ○ ＩＴを生かした新しい社会参加への支援
		② 障がいのあるひとの社会参加・就労支援
		○ 障がいのあるひとの自立と社会参加の促進 ○ 障がいのあるひとが地域で生活しながら働き活動できる環境づくり ○ 様々なニーズに応じた重層的な就労支援
		③ 安定した居住を確保できるしくみづくり
		○ 高齢者などの住まいの安定確保 ○ 住宅ストックの有効活用等によるセーフティネット機能の向上
		④ だれもが安心して住み続けられる豊かな住まいづくり
		○ 災害に強く防犯性の高い住まいづくりの推進 ○ 分譲マンション等の適正な維持管理及び再生の支援 ○ ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進
		⑤ 外国人と日本人がともにくらしやすいまちづくり
		○ 総合的な生活支援体制の確立（防災情報の提供、相談体制の充実等） ○ コミュニケーション支援（情報の多言語化、日本語等の学習支援等） ○ 多文化共生の意識づくりと推進（生活習慣などの違いに対する相互理解の促進等）

まちづくりの基本目標	個別目標	基本施策
		（注）○は基本施策の具体的内容の例示
		○ 外国人が活動しやすく、暮らしやすい環境づくり（外国人の参加のしくみづくり等）
	3 災害に備えるまち	① 災害に強い、逃げないですむ安全なまちづくり
		○ 公共空間の防災機能の強化 ○ 建築物等の耐震化・不燃化の促進 ○ 都市施設の安全性の向上 ○ 電線類の地中化による道路の防災機能の強化
		② 防災拠点と避難施設の充実
		○ 防災拠点となる広域避難場所の充実 ○ 避難施設の充実
		③ 総合的な治水対策の促進
		○ 河川及び下水道施設の促進 ○ ハザードマップ等による啓発活動
		④ 災害に強いひとづくり
		○ 一人ひとりの防災意識・災害時の対応力の向上 ○ 災害時要援護者に対する防災安全対策の推進 ○ 地域の防災力の向上 ○ 災害時の医療体制の充実
	4 日常生活の安全・安心を高めるまち	① 犯罪の不安のないまちづくり
		○ 地域が主体となった安全対策の推進 ○ 犯罪が発生しにくい環境つくりの推進
		② 交通事故などのない安心なまちづくり
		○ 安全な道路交通環境の整備 ○ 交通安全教育の強化
		③ 消費者が安心して豊かにくらせるまちづくり
		○ 消費生活に関する知識の普及啓発・講座等の実施 ○ 消費者センターにおける相談体制の充実 ○ 消費者への情報提供の充実
Ⅳ 持続可能な都市と環境を創造するまち	1 環境への負荷を少なくし、未来の環境を創るまち	① 資源循環型社会の構築
		○ ゴミの発生抑制を基本とするゴミの減量とリサイクルの推進 ○ 資源ゴミの分別収集の拡充 ○ 資源循環型の生活スタイル確立に向けた事業者・区民への啓発の強化 ○ エネルギー循環型のまちづくり
		② 地球温暖化対策の推進
		○ 事業者の省エネルギーへの取り組みの促進・支援 ○ 区民の省エネルギー意識の醸成 ○ 地球環境にやさしい交通・まちづくり ○ エネルギー消費量の低減を図るための施策の展開
		③ 地域環境に配慮する取組みの推進
		○ 公害の防止と良好な生活環境の保全 ○ 環境保全型まちづくりの仕組みの構築 ○ 路上喫煙防止対策の推進 ○ ポイ捨て防止と美しいまちづくりの推進 ○ まちの美化に向けた指導の強化
		④ 環境学習の推進
		○ 環境教育の推進 ○ 環境学習センターの内容充実
	2 都市を支える豊かな水とみどりを創造するまち	① 水とみどりの骨格の形成
		○ 水とみどりの環の形成 ○ ７つの都市の森のみどりの充実 ○ 風のみちの整備 ○ 豊かな自然の保全 ○ アユが喜ぶ川づくり
		② みどりを残し、まちへ広げる
		○ みどり(旧藩邸跡地)の記憶のみどりの充実 ○ みどりの保全・活用 ○ みどりのまちづくりの推進 ○ 施設の緑化推進
		③ 「地区の庭」（コミュニティガーデン）づくりの推進
		○ 「地区の庭」としての公園や公共施設等の有効利用の促進 ○ 地域に密着した公園の運営体制の確立 ○ オープンスペースの活用
	3 人々の活動を支える都市空間を形成するまち	① 人にやさしい乗り物への質の改善
		○ 公共交通の整備 ○ 交通結節点の整備
		② 人と環境に配慮した道路整備
		○ 車中心から人間中心への道路の整備
		③ 都市基盤を支える道路整備
		○ 都市計画道路の整備
		④ だれもが自由に行動できる都市空間づくり
		○ 歩行者空間の整備

まちづくりの基本目標	個別目標	基本施策
		（注）〇は基本施策の具体的内容の例示
		〇 ひとにやさしくわかりやすい道づくり 〇 協働による福祉のまちづくりの推進
Ⅴ まちの記憶を活かした美しい新宿を創造するまち	1 歴史と自然を継承した美しいまち	① 地域特性に応じた景観誘導 〇 地域特性に応じた、細やかな単位での景観誘導 〇 多様な主体との連携による景観まちづくりの推進
		② 賑わいと潤いある都市景観の創出 〇 賑わいのある都市景観の創造 〇 潤いのある自然景観の創出
	2 ぶらりと道草したくなるまち	① 楽しく歩けるネットワークづくり 〇 みどりとゆとりある歩行空間の整備 〇 回遊性のある歩いて楽しいまちづくり
		② 身近な公園のリニューアル 〇 地域個性を踏まえた、区民との協働による魅力あふれる地域の公園づくり
		③ まちの「広場的利用」の推進 〇 オープンカフェ、オープンマーケットの取組み支援 〇 コミュニティガーデン（地区の庭）づくり
	3 地域の個性を活かした愛着をもてるまち	① 地域主体の地区まちづくりを支えるしくみづくり 〇 多様な主体によるまちづくりのしくみづくり
		② 参画協働のまちづくり手法の開発 〇 周辺環境と調和した再開発の推進 〇 住民主導による地区の個性を生かしたルールづくりによるまちづくり
Ⅵ 多様なライフスタイルが交流し、「新宿らしさ」を創造していくまち	1 成熟した都市文化が息づく、魅力豊かなまち	① 文化・歴史の掘り起こし、継承・発展・発信 〇 文化財保護の推進 〇 文化・歴史を活かしたまちづくり 〇 新宿文化人の発信
		② 新しい文化・観光の創造・発信 〇 新たな文化・観光の芽を育む仕組みづくり 〇 新たな情報発信の仕組みづくり 〇 新宿ブランド、地域ブランドの発信 〇 区民が創る、新宿文化
		③ 文化・芸術創造の基盤の充実 〇 ホンモノの文化・芸術と触れ合う機会の拡充 〇 新しい文化創造を担う人材の育成 〇 新宿文化・観光ビューローの創設
	2 新宿ならではの活力ある産業が芽吹くまち	① 新宿の魅力や高付加価値な情報を発信する産業の創造 〇 《チャレンジする中小企業・人》への総合的支援 〇 文化芸術との融合による新産業の創出支援 〇 新宿の魅力を発信する都心商業・サービス業の活性化
		② 地場産業の活性化、地域における様々な新しいビジネスの誕生 〇 地場産業の活性化や新たなものづくり産業への支援 〇 地域を基盤とした新たなビジネスの創造への支援
		③ 産業を支える創造的な人材の確保と、雇用の安定 〇 すぐれた能力と意欲ある人材の育成・支援 （人づくり（学校教育と専門教育・生涯学習)との連携） 〇 若者の就業・創業支援
	3 ひと、まち、文化の交流が創るふれあいのあるまち	① 文化と観光・産業との連携 〇 企業と文化・芸術家との交流・連携促進 〇 歩いて楽しむ「まちなか」観光の振興
		② 誰もが、訪れたくなる活気と魅力あふれる商店街づくり 〇 個性的で顔の見える商店街づくりへの支援 〇 まちづくりと連携した商店街の活性化支援
		③ 若者による新しい文化の創造 〇 若者のアイディアを形にする場の提供と支援の仕組みづくり 〇 若者の活気を生かしたイベントの充実
		④ 平和都市の実現と豊かな国際・国内交流の推進 〇 平和意識の醸成 〇 海外友好提携都市との市民レベルの相互交流 〇 友好都市等との住民同士の相互交流